

# 青森県報

第四千二十号

平成二十七年  
七月十三日  
(月曜日)

## 目 次

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課)	一
生活保護法による指定施術者の廃止の届出……………	(同)	二
生活保護法による指定施術者の指定の辞退……………	(同)	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………	(同)	二
右 同……………	(同)	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術者の廃止の届出……………	(同)	三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術者の指定の辞退……………	(同)	三
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高齢福祉課)	三
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………	(同)	三
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………	(同)	三
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同)	四
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………	(同)	四
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………	(障害福祉課)	六

漁船保険付保義務の消滅…………… (三八地域局) …… 六

漁船保険付保義務の発生…………… (同) …… 六

### 公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要…………… (商工政策課) …… 六

建設業者の許可の取消し…………… (東青地域局) …… 七

右 同…………… (同) …… 七

右 同…………… (中南地域局) …… 八

右 同…………… (三八地域局) …… 八

出先機関…………… (三八地域局) …… 八

土地改良区の役員の就任及び退任…………… (西北地域局) …… 八

右 同…………… (上北地域局) …… 九

## 告

## 示

青森県告示第五百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
小川原湖クリニック	上北郡東北町上北北一丁目三四の四五	平成二七・四・三〇
スマイル歯科クリニック	八戸市南類家一丁目一二の四	二七・三・三

木村歯科医院

上北郡おいらせ町下明堂一の八

二七・四・三〇

青森県告示第五百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施術者から施術所を廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	坂本 一雄	施術所の名称	八戸中央接骨院	施術所の所在地	八戸市荒町二の三	廃止年月日	平成二七・四・三
-----	-------	--------	---------	---------	----------	-------	----------

青森県告示第五百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十一条第一項の規定により、次の指定施術者がその指定を辞退したため、同法第五十五条の三第三号の規定により告示する。

平成二十七年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	関口 正浩	施術所の名称	ほねつぎ関口	施術所の所在地	上北郡東北町上北南四丁目三二の三二六	指定辞退年月日	平成二七・六・三〇
-----	-------	--------	--------	---------	--------------------	---------	-----------

青森県告示第五百十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	吉野耳鼻咽喉科医院 小川原湖クリニック 相馬歯科医院 スマイル歯科クリニック 木村歯科医院 名川薬局	所 在 地	八戸市大字湊町字久保四四の一九六 上北郡東北町上北北一丁目三四の四五 弘前市大字富田二丁目九の三 八戸市南類家一丁目二の四 上北郡おいらせ町下明堂一の八 三戸郡南部町大字平字虚空蔵四〇の三	廃止年月日	平成二七・三・三 二七・四・三〇 二七・三・三 二七・三・三
-----	---	-------	---	-------	---

青森県告示第五百十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	事業所	事業所	廃止年月日
-----	------------	-----	-----	-------



平成二十七年七月十三日

名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所の 所在地	指定居宅サービス事業者	名称	所在地	届出 年月日	廃止 年月日
医療法人 仁泉会	八戸市大字河原 一丁目八番	介護老人 施設ラウンド	相和木市大字 高清水	七 八 の 四 五 〇	平成 二七 ・ 四 ・ 二〇	平成 二七 ・ 五 ・ 二四
株式会社 かごの窓	東京都港区東麻 布二丁目七番八 階	介護の窓 支社	十和田市西 二番町一〇 二階B号室	二 番 町 一 〇 二 階 B 号 室	二七 ・ 五 ・ 二五	二七 ・ 五 ・ 三
特定非常 生活動法 営田	十和田市稲生町 一三の七	デイス サービスセン ター	十和田市大 字木沢九〇 の六	十 和 田 市 大 字 木 沢 九 〇 の 六	二七 ・ 四 ・ 二〇	"
特定非常 生活動法 営田	十和田市稲生町 一三の七	デイス サービスセン ター	十和田市西 五番町三〇 の十	十 和 田 市 西 五 番 町 三 〇 の 十	"	"
株式会社 ケアサ ポート三	三沢市松原町二 丁目三番一 九	樹楽三沢	三沢市松原 町二丁目三 番一の	三 沢 市 松 原 町 二 丁 目 三 番 一 の	二七 ・ 五 ・ 二九	"
有限会社 博愛会	南津軽郡藤崎 大字藤崎西 村六の五	デイサ ビスステレ サ苑	南津軽郡藤 崎大字林崎 宮本六七の 一	南 津 軽 郡 藤 崎 大 字 林 崎 宮 本 六 七 の 一	二七 ・ 三 ・ 二	"
社会福祉 法人すみ れ会	黒石市馬場尻 五八の一	すみれ スヨス	黒石市一番 町三〇	黒 石 市 一 番 町 三 〇	二七 ・ 五 ・ 三	"
医療法人 高人会	八戸市大字大 久保西ノ平二 五の七二	関口内 科クリニック	八戸市大 久保西ノ平 二五の七二	八 戸 市 大 久 保 西 ノ 平 二 五 の 七 二	二七 ・ 五 ・ 一四	"

青森県知事 三 村 申 吾

医療法人 高人会	八戸市大字大 久保西ノ平二 五の七二	訪問シ リ	八戸市大 久保西ノ平 二五の七二	"	"
医療法人 高人会	八戸市大字大 久保西ノ平二 五の七二	居宅療 養管理 指導	八戸市大 久保西ノ平 二五の七二	"	"
社会福祉 法人桜友 会	弘前市大字土 長瀬三八五の 一	訪問介 護	弘前市大 字藤田一三 の五	二七 ・ 五 ・ 三	二七 ・ 六 ・ 三

青森県告示第五百十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十七年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の 所在地	名称	所在地	指 月 日 定
公益財団法人 シリリシヨ ン協会	八戸市大字河 原一丁目八 番四の四四	八戸西居宅介 護事業所	八戸市大 字長苗 代字中坪七 七	平成 二七 ・ 七 ・ 一

青森県告示第五百二十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十七年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービスの名称	所在地	指定期日
医療法人白鷗会	青森市大字羽白字沢田五の二	介護予防用具貸与	まちだ福祉用具貸与	北津軽郡板柳町大字福野田字実田四八の一	平成二七・七一
医療法人白鷗会	青森市大字羽白字沢田五の二	特定介護予防用具販売	まちだ福祉用具貸与	北津軽郡板柳町大字福野田字実田四八の一	平成二七・七一
株式会社ロッシュ	八戸市大字石手洗字泉筋五の五	介護予防通所介護	リハビリセンター	八戸市城下四丁目二番の八	平成二七・七六

青森県告示第五百二十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

平成二十七年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービスの名称	所在地	届出の年月日	廃止の年月日
医療法人仁泉会	八戸市大字河原の八	介護予防訪問	介護老人施設	十和田市大字相坂八の四五〇	平成二七・四二〇	平成二七・五二四

株式会社窓か	東京都港区東麻布一丁目七番八	介護訪問	支社	十和田市西十番八番一〇の二	平成二七・三五	平成二七・五三
特定非営利活動法人和生田	和田市稲生町一三の七	介護通所	田が	和田市大字木沢九〇の六	平成二七・四二〇	平成二七・五二四
特定非営利活動法人和生田	和田市稲生町一三の七	介護通所	リタビ	和田市西十番五番三〇の六	平成二七・四二〇	平成二七・五二四
株式会社ポータ	三沢市松原町二丁目三九	介護通所	樹楽	三沢市松原町二丁目三九	平成二七・五二九	平成二七・五二九
博愛会	南津軽郡藤崎町大字藤崎西村	介護通所	サビ	南津軽郡藤崎町大字林崎字宮本六七の一	平成二七・三二	平成二七・三二
社会福祉法人れ会	黒石市馬場尻南五八の一	介護訪問	ンテ	黒石市一番町三〇	平成二七・五三	平成二七・五三
医療法人高人会	八戸市大字大久保西ノ平二五	介護訪問	クク	八戸市大字大久保西ノ平二五	平成二七・五二四	平成二七・五二四
医療法人高人会	八戸市大字大久保西ノ平二五	介護訪問	クク	八戸市大字大久保西ノ平二五	平成二七・五二四	平成二七・五二四
医療法人高人会	八戸市大字大久保西ノ平二五	介護訪問	クク	八戸市大字大久保西ノ平二五	平成二七・五二四	平成二七・五二四
社会福祉法人会	弘前市大字土堂の五	介護訪問	スヨ	弘前市大字藤代字五	平成二七・五三	平成二七・五三

青森県告示第五百二十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十七年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
	特定非営利活動法人あゆみの会	三戸郡階上町蒼前西六丁目九の二八五	就労移行支援	すまいる工房	三戸郡階上町蒼前西六丁目九の二八五	
合同会社ふれ愛ブラザあおは	八戸市青葉二丁目一六の一七	就労移行支援	就労移行支援	援事業所あおは	八戸市青葉二丁目一六の一七	"
	特定非営利活動法人あーど	五所川原市金木四町朝日山八五の四	地域移行支援	セビータ支援センター	五所川原市若葉三丁目四の三	"
特定非営利活動法人あーど	五所川原市金木五所川原市八五の四	地域定着支援	セビータ支援センター	五所川原市若葉三丁目四の三	三戸郡南部町大字下名久井字剣吉前河原一四の一	"
	社会福祉法人清慈会	八戸市大字新井田字松山下野場七の一五	就労移行支援	森の菜園	三戸郡南部町大字下名久井字剣吉前河原一四の一	"

青森県告示第五百二十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区においては、平成二十七年七月十三日をもって指定漁船を普

通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十七年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区の名称	小川原湖
--------	------

青森県告示第五百二十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認められたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十七年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
上北郡六ヶ所村大字倉内字谷地一四の一七〇 濱田 正隆	小川原湖
上北郡東北町旭北四丁目五三五の一 濱田 浩明	
上北郡東北町旭北二丁目三二の一三三 沼尾 栄一	

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町



村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) マエダストア新城店

青森市大字新城字平岡一七四の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

前田商事株式会社

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田知世

三 青森市の意見の概要

駐車場を一般公共の用に供する場合、駐車場法で定める技術的基準に適合する必要がある。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十七年七月十三日から同年八月十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 つしま工建

二 氏名 對馬 輝彦

三 主たる営業所の所在地 青森市大字滝沢字住吉七一の二

四 許可番号 青森県知事許可(般 二五)第一〇〇四五六号

五 取消年月日 平成二十七年六月九日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年四月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 A・Zコーポレーション株式会社

二 代表者の氏名 高橋 由布子

三 主たる営業所の所在地 青森市小柳五丁目三の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第一〇〇五六六号

五 取消年月日 平成二十七年六月十五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装、しゅんせつ工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年五月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 藤崎造園

二 氏名 兵藤 光雄

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡藤崎町大字藤崎字南豊田三二の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一二四二七号

五 取消年月日 平成二十七年六月十日

六 取消しに係る建設業の許可  
土木、造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年十一月八日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 佐々木左官工業所

二 氏名 佐々木 隆雄

三 主たる営業所の所在地 八戸市江陽二丁目八の一八

四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第四五七八号

五 取消年月日 平成二十七年六月十日

六 取消しに係る建設業の許可

左官、タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可  
七 取消しの原因となった事実

平成二十七年五月十四日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、板柳東部土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年七月十三日

西北地域県民局長 山 本 馨

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	成田 清行	北津軽郡板柳町大字牡丹森字鴨泊一八五の二	平成 二七・六・二就任
"	成田 修逸	" 大字常海橋字駒田一八三の八	"
"	小野 一男	" 大字館野越字橋元二一八	"
"	斎藤 博文	" 大字五林平字三宅一五の二	"
"	高橋 洋美	鶴田町大字瀬良沢字沼田一一五	"
監 事	成田 政広	板柳町大字夕顔関字西田六七の二	"
"	福士 孝一	" 大字常海橋字俵元四三	"
理 事	成田 清行	" 大字牡丹森字鴨泊一八五の二	二七・六・二退任
"	山内 金男	" 大字滝井字川崎四二	"
"	高橋 洋美	鶴田町大字瀬良沢字沼田一一五	"
"	成田 修逸	板柳町大字常海橋字駒田一八三の八	"



監事	齋藤 博文	二〇	大字五林平字三宅一五の	〃
成田 政広	〃	二〇	大字夕顔関字西田六七の	〃
福士 孝一	〃	二〇	大字常海橋字俵元四三	〃

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、滝沢平土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年七月十三日

上北地域県民局長 山田 裕

役員別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	沢居 勝雄	上北郡東北町字狼ノ沢一六の二	平成二七・六・二五就任
〃	岡山 孝誠	字滝沢平二の二〇一〇	〃
〃	吹越 行一	字日影林ノ上山四〇〇の	〃
〃	松山 定見	字滝沢平二の二二〇	〃
〃	沢居 文男	二の五七五	〃
〃	細井 義信	三三八の二	〃
監事	山端 伸憲	四七七の二	〃
〃	鶴ヶ崎 文雄	二の二二一	〃
理事	沢居 勝雄	字狼ノ沢一六の二	二七・六・二四退任
〃	岡山 孝誠	字滝沢平二の二〇一〇	〃
〃	吹越 行一	字日影林ノ上山四〇〇の	〃
〃	松山 定見	字滝沢平二の二二〇	〃
〃	佐伯 一雄	二の二二五	〃
〃	沢居 文男	二の五七五	〃

監事	山端 伸憲	〃	四七七の二
鶴ヶ崎 文雄	〃	〃	二の二二一
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭